

在留資格の追加に対応

雇用保険 被保険者資格取得届と雇用保険 被保険者資格喪失届の在留資格に以下が追加されます。

66	特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業） 参考 「51：特定技能1号（素形材産業）」 「52：特定技能1号（産業機械製造業）」 「53：特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」の区分が1つになります。
67	特定技能2号（ビルクリーニング）
68	特定技能2号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
69	特定技能2号（自動車整備）
70	特定技能2号（航空）
71	特定技能2号（宿泊）
72	特定技能2号（農業）
73	特定技能2号（漁業）
74	特定技能2号（飲食料品製造業）
75	特定技能2号（外食業）
76	被監理者
77	仮滞在許可者
78	【※指示がある場合のみ使用1】
79	【※指示がある場合のみ使用2】
80	【※指示がある場合のみ使用3】
81	【※指示がある場合のみ使用4】
82	【※指示がある場合のみ使用5】
83	【※指示がある場合のみ使用6】
84	【※指示がある場合のみ使用7】
85	【※指示がある場合のみ使用8】

追加される在留資格を選択できるようになります。
必要に応じて選択し、雇用保険 被保険者資格取得届や雇用保険 被保険者資格喪失届を作成してください。

「e-Gov外部連携API」での電子申請の廃止に対応

2024年1月31日に、デジタル庁が提供する「e-Gov外部連携API」のサポートが終了しました。

「e-Gov外部連携API」では電子申請できません。「e-Gov電子申請API」をご利用ください。

上記に伴い、「e-Gov外部連携API」で電子申請する場合に利用していた以下の設定が削除されました。

- 「電子申請情報登録」の[e-Gov外部連携API利用設定]ボタンが削除されました。
- 「電子申請情報登録」の電子申請方法の設定が削除されました。

上記内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。